

令和5年2月20日施行

住所、氏名等の秘匿制度

訴えを提起したり、提起された方などがDVや犯罪の被害者であるケースなどで、その方やその法定代理人の住所、氏名等が相手方に知られることによって社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるときは、裁判所の決定により、住所、氏名等を相手方にも秘匿することができる制度が創設されました。

令和5年3月1日施行

当事者双方がウェブ会議・ 電話会議により弁論準備手続期日・ 和解期日に参加する仕組み

裁判所に実際に出頭しなくても、ウェブ会議（映像と音声付きの方法）や電話会議を利用して弁論準備手続期日に参加することができるための要件が緩和され、また、和解期日でもウェブ会議や電話会議を利用できるようになりました。

民事訴訟法等の
一部が改正され、
令和7年度までの間に
段階的に
施行されます。

民事訴訟手続等に関する ルールが新しくなります

法務省民事局参事官室

TEL 03-3580-4111(代)

<https://www.moj.go.jp/>

改正の内容についてはこちらのホームページをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00316.html



(R5.1)